

# 平成28年度 看護師・准看護師 養成奨学金制度の ご案内



## \*\*\*\* 公立小野町地方総合病院 \*\*\*\*

### 1 はじめに

この奨学金制度は、当病院の看護師又は准看護師の充実、確保を図るため、当病院に勤務する意志をもって、看護師等を養成する学校又は養成所に在学している方又は入学が確定している方に対し、無利息で奨学資金を貸与する制度です。

### 2 貸与対象者

以下に掲げる要件を満たす方で、卒業後当病院に勤務しようとする方に奨学資金を貸与します。

- (1) 看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所に在学若しくは入学が確定していること。
- (2) 成績が優秀で心身が健全であること。

### 3 貸与額及び貸与人員

区分	貸与月額等	貸与人員枠
看護師 准看護師	<ul style="list-style-type: none"><li>貸与の契約に定められた月から、当該奨学資金の貸与を受ける者が在学する間、毎月60,000円</li><li>最初の貸与月が入学月となる場合は、入学一時金として、30,000円を加算</li></ul>	1名 (募集期間中に貸与人員枠に達しない場合には、貸与人員枠に達するまで随時受付いたします。)

#### 4 申請手続等

以下により関係書類を提出して下さい。

##### (1) 提出書類

- ア 看護師等養成奨学資金貸与申請書（様式第1号）
- イ 入学証明書又は在学証明書
- ウ 学業成績証明書（養成施設又は最終学校の発行する証明書）
- エ 戸籍抄本
- オ 健康診断書（当病院指定様式）

\* 上記ア、オの書類につきましては、当院 HP からのダウンロードが可能です。

HP アドレス <http://www.ono-hp.jp/>

##### 看護師等養成奨学資金貸与申請書（様式第1号）記載上の注意

- 1 「生計を一にする家族の状況」欄は、次により記入してください。
  - (1) 同一の住居に居住し、生計を一にしている場合
  - (2) 居住を一にしていない場合であっても
    - ・ 病院等に入院している場合や季節労働者として働いている場合
    - ・ 勤務の関係や教育の関係で居住を一にしていないが、その家族の生活費を仕送りしている（家族から仕送りを受けている）場合
    - ・ その他これらと同じような状況にある場合
- 2 連帯保証人2名のうち、1名は申請者の親族、他の1名は独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還債務を負える資力を有している方としてください。
- 3 奨学資金を振り込む口座の名義人は、申請者本人のものに限ります。
- 4 申請者が未成年の場合には、親権者等が同意欄に記名押印してください。

##### (2) 書類提出先及び提出期限等

###### ア 書類提出先

公立小野町地方総合病院 総務課

〒963-3401 福島県田村郡小野町大字小野新町字槻木内6番地2

電話 0247-72-3181

###### イ 書類提出期限

平成28年5月10日（火）

ウ 郵便による書類提出の場合は、5月9日（月）までの消印のあるもの限り受け付けます。

エ 書類審査合格者は、面接試験を行います。（面接試験は5月中旬に行います。）

(3) 申請書受付期間中に貸与人員枠に達しない場合には、貸与人員枠に達するまで、随時受付します。

#### 5 貸与可否決定通知

面接試験後、1週間以内に通知します。

## 6 貸与契約の解除、奨学資金の返還・免除について

### (1) 貸与契約の解除

奨学資金の貸与期間中、次のいずれかに該当する場合にはその契約が解除され、貸与された奨学資金を返還しなければなりません。

- ア 学校又は養成所を退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- エ その他奨学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

### (2) 奨学資金の返還

奨学資金は、次のいずれかに該当する場合には（奨学資金の返還猶予又は返還免除に該当する場合を除く）、返還しなければなりません。

- ア 学校又は養成所を卒業した後1年以内に免許を取得しなかったとき。
- イ 学校又は養成所を卒業した後1年以内に免許を取得した場合であっても、免許取得後直ちに当病院に勤務しなかったとき。
- ウ 返還免除を受ける前に勤務外の事由により死亡したとき。

### (3) 奨学資金の返還猶予

奨学資金は、次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続する期間返還が猶予されます。

- ア 学校又は養成所を卒業した後1年以内に免許を取得し、直ちに当病院に勤務しているとき。
- イ 学校又は養成所を卒業した後、引き続き他の学校又は養成所に入学しているとき。
- ウ 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学資金を返還することが困難と認められるとき。

### (4) 奨学資金の返還免除

奨学資金は、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部が返還免除になります。

#### ア 全部免除になる場合

- (ア) 学校又は養成所を卒業した後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに当病院において奨学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上勤務したとき。
- (イ) 学校又は養成所を卒業した後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに当病院において勤務中、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当病院勤務を継続することができなくなったとき。

#### イ 全部又は一部免除になる場合

- (ア) 学校又は養成所を卒業した後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに当病院において相当期間勤務したとき。
- (イ) 災害、疾病、死亡その他やむを得ない事由により、アの(ア)の要件を満たすことができないとき。

#### 【一部免除の例】

看護関係学校を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに当院においてその業務に就き、奨学金の貸与期間に満たないで退職した場合は、(勤務月数×貸与月額)を免除し、残額を一括返済していただきます。

◎ 3年間貸与を受け、当院で2年間勤務した場合

貸与3年(36ヶ月)×60,000円＝2,160,000円…貸与全額

勤務2年(24ヶ月)×60,000円＝1,440,000円…免除額

貸与全額2,160,000円－免除額1,440,000円＝720,000円…返済額